

第4回高梁市議会（定例）議案



令和 7 年 1 1 月

高 梁 市

第4回高梁市議会(定例)議案目録

議案番号	件名	結 果	頁
議案第 80号	市営住宅等に係る連帯保証人の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例		5
議案第 81号	高梁市営単独住宅条例の一部を改正する条例		15
議案第 82号	高梁市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		17
議案第 83号	高梁市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例		21
議案第 84号	高梁市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		25
議案第 85号	高梁市立小学校、中学校及び義務教育学校条例の一部を改正する条例		29
議案第 86号	高梁市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		31
議案第 87号	高梁市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		35
議案第 88号	高梁市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		43
議案第 89号	岡山県市町村総合事務組合規約の変更について		47
議案第 90号	岡山県市町村税整理組合規約の変更について		55
議案第 91号	高梁市と新見市との間の教育事務の委託に関する規約の一部を変更する規約		61
議案第 92号	財産の取得に関し議会の議決を求めることについて		65
議案第 93号	令和7年度高梁市一般会計補正予算（第3号）		
議案第 94号	令和7年度高梁市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）		

議案第 95号	令和7年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計補正予算（第2号）		
議案第 96号	令和7年度高梁市介護保険特別会計補正予算（第2号）		
議案第 97号	令和7年度高梁市養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）		
議案第 98号	令和7年度高梁市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）		
議案第 99号	令和7年度高梁市畑地かんがい事業特別会計補正予算（第1号）		
議案第100号	令和7年度高梁市水道事業特別会計補正予算（第1号）		
議案第101号	令和7年度高梁市下水道事業特別会計補正予算（第3号）		

市営住宅等に係る連帯保証人の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

市営住宅等に係る連帯保証人の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

市営住宅等に係る連帯保証人の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(高梁市営住宅条例の一部改正)

第 1 条 高梁市営住宅条例(平成 16 年高梁市条例第 262 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 入居決定者が署名又は記名し、押印した契約書を提出すること。

第 11 条第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 17 条第 1 項及び第 43 条中「第 11 条第 5 項」を「第 11 条第 4 項」に改める。

(高梁市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第 2 条 高梁市営特定公共賃貸住宅条例(平成 16 年高梁市条例第 264 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 入居決定者が署名又は記名し、押印した契約書を提出すること。

第 12 条を次のように改める。

第 12 条 削除

(高梁市営地域住宅条例の一部改正)

第3条 高梁市営地域住宅条例（平成29年高梁市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号を次のように改める。

(1) 入居決定者が署名又は記名し、押印した契約書を提出すること。

(高梁市営定住促進住宅条例の一部改正)

第4条 高梁市営定住促進住宅条例（令和4年高梁市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「次条第1項に規定する連帯保証人が連署する」を「入居決定者が署名又は記名し、押印した」に改める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

附 則（令和7年高梁市条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に現に入居している者又は賃貸借契約上の地位の承継の承認を受けた者に係る連帯保証人は、なお従前の例による。

（連帯保証人の解除）

3 市長は、前項の規定による連帯保証人から解除の申出があったときは、当該各条例の施行に関する規則で定めるところにより、これを解除することができる。

提 案 理 由

連帯保証人を廃止するため。

(参考) 高梁市営住宅条例新旧対照表 (第1条関係)

改正案	現行
(入居の手続) 第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 入居決定者が署名又は記名し、押印した契約書を提出すること。	(入居の手続) 第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。 (1) <u>入居決定者と同程度以上の収入を有し、かつ、市内に居住する者で、市長が適当と認める連帯保証人(連帯保証人が保証する極度額は、入居者の入居時における3箇月分の家賃に相当する額とする。)</u>の連署する契約書を提出すること。ただし、市長が特別の事情があると認める者については、当該連帯保証人に係る市内居住要件は、この限りでない。 (2) 略 2 略 3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、<u>第1項第1号の規定による契約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすること</u>ができる。 4～6 略 (家賃の納付) 第17条 市長は、入居者から<u>第11条第5項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第30条第1項又は第34条第1項の規定による明渡しの請求があったときは明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第39条第1項の規定による明</u>

渡しの請求のあったときは明渡しの請求があった日)までの間、家賃を徴収する。 2～4 略 (準用)	渡しの請求のあったときは明渡しの請求があった日)までの間、家賃を徴収する。 2～4 略 (準用)
第43条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第17条から第22条まで、第34条及び第47条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第17条中「<u>第11条第4項</u>」とあるのは「第41条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「第34条第1項」と、第30条第1項又は第34条第1項とあるのは「第34条第1項」と、「第39条第1項」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。	第43条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第17条から第22条まで、第34条及び第47条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第17条中「<u>第11条第5項</u>」とあるのは「第41条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第30条第1項又は第34条第1項」とあるのは「第34条第1項」と、「第39条第1項」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

(参考)

高梁市営特定公共賃貸住宅条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
(住宅入居の手続) 第11条 入居決定者は、その決定の通知のあった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。 (1) <u>入居決定者が署名又は記名し、押印した契約書を提出すること。</u> (2) 略 2～5 略 第12条 <u>削除</u>	(住宅入居の手続) 第11条 入居決定者は、その決定の通知のあった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。 (1) <u>次条第1項に規定する連帯保証人(連帯保証人が保証する極度額は、入居者の入居時における3月分の家賃に相当する額とする。)の連署する契約書を提出すること。</u> (2) 略 2～5 略 (<u>連帯保証人</u>) 第12条 <u>入居決定者は、市内に居住し、かつ、入居決定者と同程度の収入を有する者で市長が適当と認める連帯保証人を立てなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認める入居決定者にあつては、当該連帯保証人に係る市内居住要件は、この限りでない。</u> 2 <u>入居者は、連帯保証人に次の各号のいずれかに定める事実が発生したときは、遅滞なく、新たに連帯保証人を定め、市長の承認を得なければならない。</u> (1) <u>死亡したとき。</u> (2) <u>市外に転出したとき、又は住所若しくは居所が不明となつたとき。</u>

	(3) <u>失業その他保証能力を減少させ、又は喪失させる事由が生じたとき。</u> 3 <u>入居者は、連帯保証人を変更しようとするときは、市長の承認を得なければならぬ。</u>
--	--

(参考)

高梁市営地域住宅条例新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行
(入居の手続) 第8条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。 (1) <u>入居決定者が署名又は記名し、押印した契約書を提出すること。</u> (2) 略 2・3 略	(入居の手続) 第8条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。 (1) <u>入居決定者と同程度以上の収入を有し、市長が適当と認める連帯保証人(連帯保証人が保証する極度額は、入居者の入居時における3箇月分の家賃に相当する額とする。)の連署する請書を提出すること。</u> (2) 略 2・3 略

(参考)

高梁市営定住促進住宅条例新旧対照表（第4条関係）

改正案	現行
(入居の手続) 第9条 入居決定者は、その決定の通知があった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。 (1) <u>入居決定者が署名又は記名し、押印した契約書及び誓約書を提出すること。</u> (2) 略 2～5 略 第10条 <u>削除</u>	(入居の手続) 第9条 入居決定者は、その決定の通知があった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。 (1) <u>次条第1項に規定する連帯保証人が連署する契約書及び誓約書を提出すること。</u> (2) 略 2～5 略 (<u>連帯保証人</u>) 第10条 入居決定者は、入居決定者と同程度の収入を有する者で市長が適当と認める連帯保証人を立てなければならない。 2 <u>連帯保証人が保証する極度額は、入居決定者の入居時における3月分の家賃に相当する額とする。</u> 3 <u>入居者は、連帯保証人に次の各号のいずれかに定める事実が発生したときは、遅滞なく、新たに連帯保証人を定め、市長の承認を得なければならない。</u> (1) <u>死亡したとき。</u> (2) <u>住所又は居所が不明となったとき。</u> (3) <u>失業その他保証能力を減少させ、又は喪失させる事由が生じたとき。</u> 4 <u>入居者は、連帯保証人を変更しようとするときは、市長の承認を得</u>

なければならぬ。

高梁市営単独住宅条例の一部を改正する条例

高梁市営単独住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市営単独住宅条例の一部を改正する条例

高梁市営単独住宅条例（平成 1 6 年高梁市条例第 2 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 2 項中「更新を」を「再契約を」に、「更新手続」を「再契約手続」に改め、
同条第 3 項中「更新手続」を「再契約手続」に改める。

附 則（令和 7 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

借地借家法の定期建物賃貸借に係る表記に統一するため。

(参考) 高梁市営単独住宅条例新旧対照表

改正案	現行
(賃貸借契約の期間) 第7条の2 略 2 単独住宅の賃貸借契約を締結した入居者は、当該賃貸借契約期間の再契約を行おうとするときは、規則で定めるところにより、市長に<u>対して</u>契約期間満了の3箇月前までに、<u>再契約手続</u>を行わなければならない。 3 市長は、納期限後の未納家賃等がある場合は、<u>再契約手続</u>を行わなければならないとする。	(賃貸借契約の期間) 第7条の2 略 2 単独住宅の賃貸借契約を締結した入居者は、当該賃貸借契約期間の<u>更新</u>を行おうとするときは、規則で定めるところにより、市長に<u>対して</u>契約期間満了の3箇月前までに、<u>更新手続</u>を行わなければならない。 3 市長は、納期限後の未納家賃等がある場合は、<u>更新手続</u>を行わなければならないとする。

高梁市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

高梁市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

高梁市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年高梁
市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 1 号中「保育士」の次に「（法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方
公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号。以下この
号において「改正法」という。）附則第 12 条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平
成 25 年法律第 107 号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第
12 条の 5 第 3 項に規定する事業実施区域であった区域内にある放課後児童健全育成事業所に
あつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定
保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第 15 条第 1 項の規定によりなお
その効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第 12 条の 5 第 2 項に規定する国
家戦略特別区域限定保育士）」を加える。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

附 則（令和 7 年高梁市条例第 号）

この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 10 月 1 日から適用する。

提 案 理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考) 高梁市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号。以下この号において「改正法」という。)附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。)第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者 (2)～(10) 略 4・5 略 (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33	(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士の資格を有する者 (2)～(10) 略 4・5 略 (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33

<u>条の10第1項各号に掲げる行為</u> その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	<u>条の10各号に掲げる行為</u> その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
--	---

高梁市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営
に関する条例の一部を改正する条例

高梁市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条
例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営
に関する条例の一部を改正する条例

高梁市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条
例（平成 1 6 年高梁市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条及び第 8 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 9 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

附 則（令和 7 年高梁市条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の高梁市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営
に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用す
る。

提 案 理 由

公職選挙法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考) 高梁市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(選挙運動用ビラの作成の公営) 第6条 候補者は、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が次の各号に掲げる候補者の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合において、第2条ただし書の規定を準用する。 (1)・(2) 略 (選挙運動用ビラの作成の公費の支払) 第8条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価に1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とし、<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>とする。)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて第6条各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得る者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。	(選挙運動用ビラの作成の公営) 第6条 候補者は、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が次の各号に掲げる候補者の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合において、第2条ただし書の規定を準用する。 (1)・(2) 略 (選挙運動用ビラの作成の公費の支払) 第8条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価に1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とし、<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>とする。)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて第6条各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公営) 第9条 候補者は、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数(以下「ポスター掲示場の数」という。)を乗じて得た金額に<u>632円50銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。)を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、ポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。	(選挙運動用ポスターの作成の公営) 第9条 候補者は、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数(以下「ポスター掲示場の数」という。)を乗じて得た金額に<u>632円50銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。)を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、ポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。
--	--

高梁市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

高梁市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

高梁市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 6 年高梁
市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

選挙長	1 回 1 1 , 2 0 0
選挙立会人	1 回 8 , 9 0 0
開票管理者	1 回 1 1 , 2 0 0
開票立会人	1 回 8 , 9 0 0
投票所の投票管理者	1 回 1 1 , 2 0 0
期日前投票所の投票管理者	1 回 1 1 , 6 0 0
投票所の投票立会人	1 回 8 , 9 0 0
期日前投票所の投票立会人	1 回 9 , 2 0 0

」を

「

選挙長	1 回 1 2 , 2 0 0
選挙立会人	1 回 1 0 , 1 0 0

開票管理者	1回 12,200
開票立会人	1回 10,100
投票所の投票管理者	1回 12,200
期日前投票所の投票管理者	1回 12,800
投票所の投票立会人	1回 10,400
期日前投票所の投票立会人	1回 10,900

」に

改める。

附 則（令和7年高梁市条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

選挙執行における特別職で非常勤のものの報酬額を改定し、処遇の改善を図るため。

(参考) 高梁市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案		現行	
別表(第1条、第3条関係)		別表(第1条、第3条関係)	
(単位 円)		(単位 円)	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
(略)		(略)	
地方公務員選挙長	1回 12,200	地方公務員選挙長	1回 11,200
法第3条第3項第3号	1回 10,100	法第3条第3項第3号	1回 8,900
の2に該当する非常勤職員	1回 12,200	の2に該当する非常勤職員	1回 11,200
期日前投票所の投票管理者	1回 10,100	期日前投票所の投票管理者	1回 8,900
期日前投票所の投票立会人	1回 12,800	期日前投票所の投票立会人	1回 11,600
投票所の投票立会人	1回 10,400	投票所の投票立会人	1回 8,900
期日前投票所の投票立会人	1回 10,900	期日前投票所の投票立会人	1回 9,200

高梁市立小学校、中学校及び義務教育学校条例の一部を改正する条例

高梁市立小学校、中学校及び義務教育学校条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市立小学校、中学校及び義務教育学校条例の一部を改正する条例

高梁市立小学校、中学校及び義務教育学校条例（平成 1 6 年高梁市条例第 7 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

中学校	高梁市立高梁中学校	高梁市落合町近似 1 2 6 0 番地 1
〃	高梁市立高梁東中学校	高梁市津川町今津 1 9 0 8 番地

」を

「

中学校	高梁市立高梁中学校	高梁市落合町近似 1 2 6 0 番地 1
-----	-----------	-----------------------

」に

改める。

附 則（令和 7 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

高梁市立高梁東中学校を高梁市立高梁中学校へ統合するため。

(参考) 高梁市立小学校、中学校及び義務教育学校条例新旧対照表

改正案			現行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
(略)			(略)		
中学校	高梁市立高梁中学校	高梁市落合町近似1260番地1	中学校	高梁市立高梁中学校	高梁市落合町近似1260番地1
(略)	(略)	(略)	〃	高梁市立高梁東中学校	高梁市津川町今津1908番地
			(略)	(略)	(略)

高梁市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

高梁市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

高梁市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年高梁市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 1 号中「この号及び次号において」を削る。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

附 則（令和 7 年高梁市条例第 号）

この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 10 月 1 日から適用する。

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考) 高梁市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2)～(4) 略 2 略 (虐待等の禁止)	(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「<u>認定こども園法</u>」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2)～(4) 略 2 略 (虐待等の禁止)
第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、<u>学校教育</u>	第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもに心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	
--	--

高梁市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

高梁市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

高梁市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年高梁市条例
第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 17 条第 2 項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康
診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査
をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合
であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当す
ると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。こ
の場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を
把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳 幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は 臨時の健康診断

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。)附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。)第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域(以下「事業実施区域」という。)内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士(以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。))」を加える。

第29条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。))」を加える。

第31条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。))」を加える。

第44条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。))」を加える。

第47条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。))」を加える。

この条例は、公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用する。ただし、第17条第2項の改正規定は令和7年9月16日から適用する。

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考) 高梁市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行				
(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為</u>その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならぬ。 <table border="1" data-bbox="1086 1158 1323 1971"> <tr> <td data-bbox="1086 1568 1230 1971">児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</td><td data-bbox="1086 1158 1230 1568">利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr> <tr> <td data-bbox="1230 1568 1323 1971">乳幼児に対する健康診査</td><td data-bbox="1230 1158 1323 1568">利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table>	児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号に掲げる行為</u>その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。
児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				

3・4 略 (職員) 第23条 略 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。	3・4 略 (職員) 第23条 略 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
3 略 (職員)	(1)・(2) 略 3 略 (職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型)にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。	第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。
2・3 略 (職員)	2・3 略 (職員)
第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。	第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。
2・3 略 (保育所型事業所内保育事業所の職員)	2・3 略 (保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)・嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2.3 各

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所においては、調理員を置かないことができる。

2.3.3

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができ

2・3 略	2・3 略
-------	-------

高梁市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高梁市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 28 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高梁市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年高梁市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 22 条第 1 項中「国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る」を「法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号。以下この項において「改正法」という。）附則第 12 条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第 12 条の 5 第 3 項に規定する事業実施区域であつた区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第 12 条の 5 第 2 項に規定する」に改める。

附 則（令和 7 年高梁市条例第 号）

この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 10 月 1 日から適用する。

提 案 理 由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考) 高梁市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
(虐待等の防止) 第13条 乳児等通園支援事業者所の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為</u>その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員) 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(<u>法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。)</u>附則第12条の規定による改正前の<u>国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。)</u>第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る<u>法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)</u>その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。	(虐待等の防止) 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号に掲げる行為</u>その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員) 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(<u>国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)</u>その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2・3 略

2・3 略

岡山市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 31 日をもって岡山市町村総合事務組合から岡山県中部環境施設組合が脱退することを承認するとともに、岡山市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

提 案 理 由

岡山市町村総合事務組合規約の変更に係る協議のため。

(別紙)

岡山県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

岡山県市町村総合事務組合規約（平成１７年岡山県指令市第１号）の一部を次のように変更する。

別表第１中 「岡山県市町村税整理組合
岡山県中部環境施設組合」 を「岡山県市町村税整理組合」に、「備南競艇事業組合」を「備南ボートレース事業組合」に改める。

別表第２第３条第１号に関する事務の項中「，岡山県中部環境施設組合」を削り、同表第３条第２号及び第３号に関する事務の項中「，岡山県中部環境施設組合」を削り、「備南競艇事業組合」を「備南ボートレース事業組合」に改め、同表第３条第４号に関する事務の項中「，岡山県中部環境施設組合」を削る。

附 則

この規約は、令和８年４月１日から施行する。ただし、別表第１並びに別表第２第３条第２号及び第３号に関する事務の項中「備南競艇事業組合」を「備南ボートレース事業組合」に改める改正規定は、令和７年４月１日から適用する。

岡山県市町村総合事務組合規約新旧対照表

(参考)

改正案	現行
別表第1(第2条関係) 岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 備前市 瀬戸市 赤松市 真庭市 美作市 浅口市 和气郡 窪郡 浅口郡 小田郡 真庭郡 苫田郡 勝田郡 英田郡 久米郡 加賀郡 旭東用排水組合	別表第1(第2条関係) 岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 備前市 瀬戸市 赤松市 真庭市 美作市 浅口市 和气郡 窪郡 浅口郡 小田郡 真庭郡 苫田郡 勝田郡 英田郡 久米郡 加賀郡 旭東用排水組合

備南衛生施設組合
勝英衛生施設組合
旭川中部衛生施設組合
和気・赤磐環境衛生施設組合
岡山市久米南町国民健康保険病院組合
和気老人ホーム組合
岡山県市町村税整理組合

津山圏域衛生処理組合
久米老人ホーム組合
井原地区消防組合
勝田郡老人福祉施設組合
東備消防組合
柵原吉井特別養護老人ホーム組合
大正池水利組合
田原用水組合
柵原、吉井、英田火葬場施設組合
津山広域事務組合
高梁地域事務組合
岡山県市町村総合事務組合
岡山市久米南町衛生施設組合
津山圏域消防組合
岡山県後期高齢者医療広域連合
岡山県井原地区清掃施設組合
湛井十二箇郷組合
総社広域環境施設組合
備南ボートレース事業組合
津山圏域資源循環施設組合
八ヶ郷合同用水組合
円城財産区
新山財産区
津賀財産区

備南衛生施設組合
勝英衛生施設組合
旭川中部衛生施設組合
和気・赤磐環境衛生施設組合
岡山市久米南町国民健康保険病院組合
和気老人ホーム組合
岡山県市町村税整理組合
岡山県中部環境施設組合
津山圏域衛生処理組合
久米老人ホーム組合
井原地区消防組合
勝田郡老人福祉施設組合
東備消防組合
柵原吉井特別養護老人ホーム組合
大正池水利組合
田原用水組合
柵原、吉井、英田火葬場施設組合
津山広域事務組合
高梁地域事務組合
岡山県市町村総合事務組合
岡山市久米南町衛生施設組合
津山圏域消防組合
岡山県後期高齢者医療広域連合
岡山県井原地区清掃施設組合
湛井十二箇郷組合
総社広域環境施設組合
備南競艇事業組合
津山圏域資源循環施設組合
八ヶ郷合同用水組合
円城財産区
新山財産区
津賀財産区

星田財産区
黒木財産区
西水砂財産区

別表第2(第3条関係)

第3条第1号 号に関する事務	井原市，高梁市，新見市，備前市，瀬戸内市，赤磐市，真庭市，美作市，浅口市，和気町，早島町，里庄町，矢掛町，新庄村，鏡野町，勝央町，奈義町，西栗倉村，久米南町，美咲町，吉備中央町，旭東用排水組合，備南衛生施設組合，勝英衛生施設組合，旭川中部衛生施設組合，和気・赤磐環境衛生施設組合，岡山市久米南町国民健康保険病院組合，和気老人ホーム組合，岡山県市町村税整理組合，久米老人ホーム組合，井原地区消防組合，勝田郡老人福祉施設組合，東備消防組合，柵原吉井特別養護老人ホーム組合，田原用水組合，柵原，吉井，英田火葬場施設組合，高梁地域事務組合，岡山県市町村総合事務組合，岡山市久米南町衛生施設組合，津山圏域消防組合，岡山県後期高齢者医療広域連合，津山圏域資源循環施設組合
第3条第2号及び第3号 号に関する事務	玉野市，井原市，総社市，高梁市，新見市，備前市，瀬戸内市，赤磐市，真庭市，美作市，浅口市，和気町，早島町，里庄町，矢掛町，新庄村，鏡野町，勝央町，奈義町，西栗倉村，久米南町，美咲町，吉備中央町，旭東用排水組合，備南衛生施設組合，勝英衛生施設組合，旭川中部衛生施設組合，和気・赤磐環境衛生施設組合，岡山市久米南町国民健康保険病院組合，和気老人ホーム組合，岡山県市町村税整理組合，津山圏域衛生処理組合，久米老人ホーム組合，井原地区消防組合，勝田郡老人福祉施設組合，東備消防組合，柵原吉井特別養護老人ホーム組合，大正池水利組合，田原用水組合，柵原，吉井，英田火葬

星田財産区
黒木財産区
西水砂財産区

別表第2(第3条関係)

第3条第1号 号に関する事務	井原市，高梁市，新見市，備前市，瀬戸内市，赤磐市，真庭市，美作市，浅口市，和気町，早島町，里庄町，矢掛町，新庄村，鏡野町，勝央町，奈義町，西栗倉村，久米南町，美咲町，吉備中央町，旭東用排水組合，備南衛生施設組合，勝英衛生施設組合，旭川中部衛生施設組合，和気・赤磐環境衛生施設組合，岡山市久米南町国民健康保険病院組合，和気老人ホーム組合，岡山県市町村税整理組合，久米老人ホーム組合，井原地区消防組合，勝田郡老人福祉施設組合，東備消防組合，柵原吉井特別養護老人ホーム組合，田原用水組合，柵原，吉井，英田火葬場施設組合，高梁地域事務組合，岡山県市町村総合事務組合，岡山市久米南町衛生施設組合，津山圏域消防組合，岡山県後期高齢者医療広域連合，津山圏域資源循環施設組合
第3条第2号及び第3号 号に関する事務	玉野市，井原市，総社市，高梁市，新見市，備前市，瀬戸内市，赤磐市，真庭市，美作市，浅口市，和気町，早島町，里庄町，矢掛町，新庄村，鏡野町，勝央町，奈義町，西栗倉村，久米南町，美咲町，吉備中央町，旭東用排水組合，備南衛生施設組合，勝英衛生施設組合，旭川中部衛生施設組合，和気・赤磐環境衛生施設組合，岡山市久米南町国民健康保険病院組合，和気老人ホーム組合，岡山県市町村税整理組合，岡山県中部環境施設組合，津山圏域衛生処理組合，久米老人ホーム組合，井原地区消防組合，勝田郡老人福祉施設組合，東備消防組合，柵原吉井特別養護老人ホーム組合，大正池水利組合，田原用水組合，柵原，吉井，英田火葬

第3条第4号に関する事務	場施設組合，津山広域事務組合，高梁地域事務組合，岡山県市町村総合事務組合，岡山市久米南町衛生施設組合，津山圏域消防組合，岡山県後期高齢者医療広域連合，岡山県井原地区清掃施設組合，湛井十二箇郷組合，総社広域環境施設組合，備南ボートレース事業組合，八ヶ郷合同用水組合，円城財産区，新山財産区，津賀財産区，星田財産区，黒木財産区，西水砂財産区
第3条第5号に関する事務	高梁市，新見市，備前市，瀬戸内市，赤磐市，真庭市，美作市，浅口市，和気町，早島町，里庄町，矢掛町，新庄村，鏡野町，勝央町，奈義町，西栗倉村，久米南町，美咲町，吉備中央町，旭東用排水組合，備南衛生施設組合，勝英衛生施設組合，旭川中部衛生施設組合，和気・赤磐環境衛生施設組合，岡山市久米南町国民健康保険病院組合，和気老人ホーム組合，岡山県市町村税整理組合，<u>岡山県中部環境施設組合，久米老人ホーム組合，勝田郡老人福祉施設組合，東備消防組合，柵原吉井特別養護老人ホーム組合，田原用水組合，柵原吉井，英田火葬場施設組合，高梁地域事務組合，岡山県市町村総合事務組合，岡山市久米南町衛生施設組合，岡山県後期高齢者医療広域連合，津山圏域資源循環施設組合</u>
第3条第4号に関する事務	場施設組合，津山広域事務組合，高梁地域事務組合，岡山県市町村総合事務組合，岡山市久米南町衛生施設組合，津山圏域消防組合，岡山県後期高齢者医療広域連合，岡山県井原地区清掃施設組合，湛井十二箇郷組合，総社広域環境施設組合，備南競艇事業組合，<u>八ヶ郷合同用水組合，円城財産区，新山財産区，津賀財産区，星田財産区，黒木財産区，西水砂財産区</u>
第3条第5号に関する事務	高梁市，新見市，備前市，瀬戸内市，赤磐市，真庭市，美作市，浅口市，和気町，早島町，里庄町，矢掛町，新庄村，鏡野町，勝央町，奈義町，西栗倉村，久米南町，美咲町，吉備中央町，旭東用排水組合，備南衛生施設組合，勝英衛生施設組合，旭川中部衛生施設組合，和気・赤磐環境衛生施設組合，岡山市久米南町国民健康保険病院組合，和気老人ホーム組合，岡山県市町村税整理組合，<u>岡山県中部環境施設組合，久米老人ホーム組合，勝田郡老人福祉施設組合，東備消防組合，柵原吉井特別養護老人ホーム組合，田原用水組合，柵原吉井，英田火葬場施設組合，高梁地域事務組合，岡山県市町村総合事務組合，岡山市久米南町衛生施設組合，岡山県後期高齢者医療広域連合，津山圏域資源循環施設組合</u>
第3条第5号に関する事務	略
第3条第5号に関する事務	略

(参考)

地方自治法（抜すい）

（組織、事務及び規約の変更）

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（規約等）

第 287 条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- (1) 一部事務組合の名称
- (2) 一部事務組合の構成団体
- (3) 一部事務組合の共同処理する事務
- (4) 一部事務組合の事務所の位置
- (5) 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- (6) 一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法
- (7) 一部事務組合の経費の支弁の方法

2 略

（議会の議決を要する協議）

第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条（第 286 条の 2 第 2 項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第 287 条第 1 項第 2 号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

岡山市町村税整理組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 8 年 4 月 1 日をもって岡山市町村税整理組合の共同処理する事務に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）第 2 条第 5 号に規定する森林環境税に係る徴収金に関する事務を加え、また、令和 8 年 4 月 1 日から、岡山市町村税整理組合へ井原市を加入させることを承認するとともに、岡山市町村税整理組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

提 案 理 由

岡山市町村税整理組合規約の変更に係る協議のため。

(別紙)

岡山市町村税整理組合規約の一部を変更する規約

岡山市町村税整理組合規約（昭和３３年岡山県指令第３３８号）の一部を次のように変更する。

第３条中「市町村税,」の次に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成３１年法律第３号）第２条第５号に規定する森林環境税に係る徴収金,」を加える。

別表第１中 「

」を「

」に改める。

別表第２中 「

」を「

」に改める。

附 則

この規約は、令和８年４月１日から施行する。

岡山県市町村税整理組合規約新旧対照表

別表第1

別表第1

加賀郡	吉備中央町	浅口市		奈義町
		都窪郡	早島町	英田郡 西栗倉村
		浅口郡	里庄町	久米郡 久米南町
		小田郡	矢掛町	

別表第2

地区名	市郡名	選挙すべき議員数
備前地区	玉野市	2名
	備前市	
	瀬戸内市	
	赤磐市	
	和気郡	
	加賀郡	
備中地区	笠岡市	2名
	井原市	
	総社市	
	高梁市	

加賀郡	吉備中央町	都窪郡	早島町	"	奈義町
		浅口郡	里庄町	英田郡	西栗倉村
		小田郡	矢掛町	久米郡	久米南町

別表第2

地区名	市郡名	選挙すべき議員数
備前地区	玉野市	2名
	備前市	
	瀬戸内市	
	赤磐市	
	和気郡	
	加賀郡	
備中地区	笠岡市	2名
	総社市	
	高梁市	
	新見市	

新見市	浅口市	美作地区	2名
	都窪郡		
	浅口郡		
	小田郡		
	真庭市		
浅口市	都窪郡	美作地区	2名
	浅口郡		
	小田郡		
	真庭市		
	美作市		
都窪郡	真庭郡	美作地区	2名
	苫田郡		
	勝田郡		
	英田郡		
	久米郡		
浅口郡	真庭市	美作地区	2名
	美作市		
	真庭郡		
	苫田郡		
	勝田郡		
小田郡	英田郡	美作地区	2名
	久米郡		
	真庭市		
	美作市		
	真庭郡		
都窪郡	苫田郡	美作地区	2名
	勝田郡		
	英田郡		
	久米郡		
	浅口市		
浅口郡	都窪郡	美作地区	2名
	浅口郡		
	小田郡		
	真庭市		
	美作市		
小田郡	真庭郡	美作地区	2名
	苫田郡		
	勝田郡		
	英田郡		
	久米郡		
真庭市	浅口市	美作地区	2名
	都窪郡		
	浅口郡		
	小田郡		
	真庭市		
美作市	都窪郡	美作地区	2名
	浅口郡		
	小田郡		
	真庭市		
	美作市		
真庭郡	真庭郡	美作地区	2名
	苫田郡		
	勝田郡		
	英田郡		
	久米郡		
苫田郡	浅口市	美作地区	2名
	都窪郡		
	浅口郡		
	小田郡		
	真庭市		
勝田郡	都窪郡	美作地区	2名
	浅口郡		
	小田郡		
	真庭市		
	美作市		
英田郡	真庭郡	美作地区	2名
	苫田郡		
	勝田郡		
	英田郡		
	久米郡		
久米郡	浅口市	美作地区	2名
	都窪郡		
	浅口郡		
	小田郡		
	真庭市		

(参考)

地方自治法（抜すい）

（組織、事務及び規約の変更）

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（規約等）

第 287 条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- (1) 一部事務組合の名称
- (2) 一部事務組合の構成団体
- (3) 一部事務組合の共同処理する事務
- (4) 一部事務組合の事務所の位置
- (5) 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- (6) 一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法
- (7) 一部事務組合の経費の支弁の方法

2 略

（議会の議決を要する協議）

第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条（第 286 条の 2 第 2 項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第 287 条第 1 項第 2 号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

高梁市と新見市との間の教育事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定による高梁市と新見市との間の教育事務の委託に関する規約の一部を変更する規約について、同条第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市規約第 号

（令和 7 年 月 日制定）

高梁市と新見市との間の教育事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

高梁市と新見市との間の教育事務の委託に関する規約（平成 1 6 年高梁市規約第 9 号）の一部を次のように変更する。

第 1 条第 1 項の表を次のとおり改める。

高梁市		新見市	
地区	委託学校名	地区	委託学校名
高梁市高倉町の内 秋ヶ迫・大栢	新見南小学校	新見市法曾の内 井高・荷出・大栢 新見市草間の内 広石・井倉野・羽代・ 滝本	川面小学校
同上	新見南中学校	同上	高梁北中学校

附 則（令和 7 年高梁市規約第 号）

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

学校再編に伴い、委託先学校を変更するため。

(参考) 高梁市と新見市との間の教育事務の委託に関する規約新旧対照表

改正案

(教育事務の委託)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定に基づき、学校教育法(昭和22年法律第26号)第40条により高梁市は、高梁市の下記地区の希望する学齢児童・生徒に係る教育事務を新見市へ委託し、新見市は、これを受託する。新見市は、新見市の下記地区の希望する学齢児童・生徒に係る教育事務を高梁市に委託し、高梁市は、これを受託する。

高梁市		新見市	
地区	委託学校名	地区	委託学校名
高梁市高倉町の内 秋ヶ迫・大栢	新見南小学校	新見市法曾の内 井高・荷出・大栢 新見市草間の内 広石・井倉野・羽 代・滝本	川面小学校
同上	新見南中学校	同上	高梁北中学校

現行

(教育事務の委託)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定に基づき、学校教育法(昭和22年法律第26号)第40条により高梁市は、高梁市の下記地区の希望する学齢児童・生徒に係る教育事務を新見市へ委託し、新見市は、これを受託する。新見市は、新見市の下記地区の希望する学齢児童・生徒に係る教育事務を高梁市に委託し、高梁市は、これを受託する。

高梁市		新見市	
地区	委託学校名	地区	委託学校名
高梁市高倉町の内 秋ヶ迫・大栢	井倉小学校	新見市法曾の内 井高・荷出 新見市草間の内 広石	川面小学校
		新見市法曾の内 井高・荷出・大栢 新見市草間の内 広石・井倉野・羽 代・滝本	高梁北中学校
		新見市草間の内 井倉野・羽代・滝本	中井小学校又 井倉野・羽代・滝本は川面小学校

2 略

2 略

(参考)

地方自治法（抜すい）

（協議会の設置）

第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。

5～6 略

（事務の委託）

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

財産の取得に関し議会の議決を求めることについて

次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年高梁市条例第 5 2 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 物件の名称 | 学習者用端末（i P a d） |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約金額 | 8 6 , 7 0 8 , 7 8 7 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 7,882,617 円) |
| 4 | 契約の相手方 | 岡山市北区表町三丁目 1 1 番 5 0 号
株式会社アイアット O E C
代表取締役 楠田 教夫 |
| 5 | 取得の目的 | G I G A スクール構想における学習者用端末を更新するもの |

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

提 案 理 由

学習者用端末を取得するため。

(参考)

学習者用端末 (i P a d) の概要

1 規格

- (1) モ デ ル A p p l e i P a d (A 1 6) 1 2 8 G B W i - F i
 M D 6 L 4 J / A
- (2) 数 量 1 , 5 7 8 台
- (3) ディスプレイ 1 1 インチ

2 付属品

- (1) 取扱説明書
- (2) 電源供給・データ通信ケーブル
- (3) 電源アダプタ
- (4) ハードウェアキーボード、分離型ケース
- (5) タッチペン
- (6) 保護フィルム／反射防止
- (7) 端末管理ソフト

(参考)

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7) 不動産を信託すること。

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9)～(15) 略

2 略

高梁市の議会の議決に付すべき契約及び 財産の取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）若しくは動産の買入れ若しくは売払い又は財産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。